

令和7年度木製遊具モニターの実施について

県では森林環境税を活用して森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ることとしており、その取り組みの一つとして、次世代を担う子どもたちに森林・林業や木材利用に興味を持ってもらうための木育活動を推進しています。

今年度から新たに、幼児が木に触れ、親しむ機会を創出することを目的に、県内の幼稚園、保育園等に木製のおもちゃを貸し出す『木製遊具モニター』を実施します。

1 木製遊具について

- ・ 県産木材を使用した様々なタイプのおもちゃをご用意しております。
- ・ 木製遊具数種類をセットにして貸し出します。遊具は貸出期間終了後に回収し、清掃、メンテナンスを行った上で次の施設に貸し出します。

2 貸出期間等

- ・ 貸出期間 : 3週間程度
- ・ 貸出料 : 無料 (遊具の運搬は委託事業者が行います)
- ・ 貸出施設数: 県内30施設

3 貸出、実績報告について

- ・ 貸出を受けた施設は子どもたちに木製遊具で遊んでもらい、貸出期間後に返却をお願いします。(返却日時については事業委託先と調整願います。)
- ・ 遊具返却時、別添の報告様式にて利用実績の報告をお願いします。なお、遊具を使用している写真を県の広報用資料として使用させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。(運送を担当する事業委託先に直接お渡しください。)

4 申し込み方法

- ・ 申込書に以下の項目をみれなくご記入の上、メールまたはFAXにより下記宛先までお申し込みください。
①施設名(フリガナ) ②施設住所 ③施設電話番号 ④担当者氏名(フリガナ)
⑤貸出希望時期 ※希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

5 申し込みに関する注意点

- ・ 申し込み受付期間は下記のとおりで先着順ではありません。
- ・ 申し込み数が貸出予定施設数を超過した場合には、受付期間中に申し込みのあった中から抽選で貸出先を決定します。
- ・ 令和6年度事業で貸し出しを行った幼稚園、保育園等も申し込みは可能ですが、新規の施設を優先に貸出先を決定します。
- ・ 貸し出しを行う遊具は別紙のとおりで、A又はBを1セットとして貸し出しを行う予定です。なお、貸し出し遊具の指定はできません。
※今後の調整により貸し出し遊具が変更となる場合があります。
- ・ 低年齢の幼児には使用が難しい遊具を含む場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 貸し出した遊具を使用したことによる怪我、損害等については、県は一切責任を負えませんので、安全に十分留意の上、使用をお願いします。

■申し込み受付期間

令和7年3月19日(水) 8:30から
令和7年4月11日(金) 17:00まで

※先着順ではありません。

■宛先

福島県林業振興課 木材・特用林産担当
e-mail: ringyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp
TEL:024-521-7432
FAX:024-521-7908

貸出想定遊具一覧

- ・遊具はA又はBを1セットとして貸し出しを行う予定です。
- ・今後の調整により、貸し出し遊具が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

A	くねくね橋	コロQ	マルブロ	かたかたボード
B	くねくね橋	コロQ	マルブロ	フラワーカスタネット

貸出木製遊具



くねくね橋

平均台のようにバランスを取りながら渡って遊んだり、椅子のように座ることもできます。



コロQ

持ち手部分を持って転がして遊びます。



マルブロ

木製のブロックです。積み上げたり、いろいろな形を作って遊びます。



かたかたボード

上に乗ってバランスをとったり、かたかたと音を鳴らして遊びます。



フラワーカスタネット

カスタネットのようにいろいろな音色を奏でて遊びます。

